第2回 仙台市いじめ対策等検証専門家会議

日 時:平成29年11月22日(水) 16:00~18:45

会 場:市役所本庁舎2階 第五委員会室

出席者:木村民男委員、氏家靖浩委員、庄司智弥委員、笛木啓介委員、藤原啓二委員

次 第 1 開会

2 議事

- (1) これまでのいじめ防止対策について
- (2) 市長部局の関連業務の実施状況について
- (3) 体罰等アンケートの集計等の状況について
- 3 閉会

配付資料 資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議委員名簿

資料2 第1回会議における確認事項・指摘事項について (参考資料)

これまでのいじめ防止対策について (第1回会議配付資料5)

資料3 発達相談支援センターの概要及び学校との連携について

資料4 子供相談支援センターの概要及び学校との連携について

資料 5 児童相談所の概要及び学校との連携について

資料6 体罰等に関する全校アンケート調査の集計等の状況について

1 開 会

2 議 事

○木村会長

本日の会議の議事録署名委員は、庄司委員にお願いしたいと思います。

(庄司委員・了)

- (1) これまでのいじめ防止対策について
- ○木村会長

前回、教育委員会における取り組み等についてご紹介いただき、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。これに対して事務局の回答や補足説明等を資料2としてまとめていただいたものです。

まず、この資料2について事務局より簡単に説明をいただき、あわせて、前回出せなかったご意見などあれば、それも含めて意見交換をさせていただきたいと思います。 それでは、事務局から、資料2についてご説明願います。

○事務局(教育相談課長)

(資料2 第1回会議における確認事項・指摘事項について に基づき説明)

○木村会長

項立てとして「いじめの未然防止に向けた取り組み」、「保護者等に対する啓発」、

「いじめへの対処としての取り組み」、「教育局の体制強化」という4項目になっています。多岐にわたっていますので、項目ごとに分けて、確認やご意見をいただいていきたい、できれば提言なども含めてご意見をいただければと思います。

○庄司委員

大前提として、項目立てがそもそもこれでいいのかというところから少しご検討いただきたいと思います。今、仙台市で行っている事業の制度の中身を確認して、それがどうなのかという話をこの場ではしているのですが、そもそもいじめ事案の発生の段階から、あるいはその前の段階から重大事態に至ってしまうまでの流れにおいて、本当に仙台市としてあるいは学校として何が必要かという観点から整理をしていくほうがいいのではないかという気もします。今の制度や、今やっている施策がどうなのかをいくらチェックしても、漏れている部分があった場合には、それは俎上に上がってこないというところがネックかなと思っていまして、これをどのタイミングでチェックするのかを確認してから、項目ごとに話をしていったほうがいいのか、先に全体像を確認してからのほうがいいのかということになるのではないでしょうか。

○木村会長

全体像を確認してからというようなご意見ですが、いかがですか。

○事務局(教育相談課長)

学校として、いじめ事案を認知した以降の基本的な取り組みの状況ということでしょうか。

○庄司委員

いや、何もない状態、要するに平穏に生活していた子どもがいじめ被害を訴えて、最終的には重大事案になってしまうという例がしばしば見受けられると思うのですが、 そういう事案の流れをどのように理解しているかというところです。

○木村会長

いじめの流れ、いじめに対応した流れですか。

○庄司委員

いじめ自体の流れです。子どもたちが一体どのように追い込まれていっているものな のかというところをどう理解いただいているかによって、学校や仙台市がどのように 対応すべきだったのかというのをチェックしていくのが筋ではないかと思ったんです。

○木村会長

ある事例を学校でどう受けとめて、どのような対応をしているかということですか。

○庄司委員

いや、学校が受けとめているかではなくて、子どもたちがどのように動いているのかということを、どういうふうに捉えているのかという話です。

○木村会長

子どもたちの受けとめ方、いじめについての受けとめ方ですか。

○庄司委員

そうですね。普通に過ごしていた子どもが辛さを感じるようになって、最終的に重大

事態に至ってしまうまで、子どもたちが一体どのように動いていると理解いただいているか。そこで、子どもたちが感じていることについて大人の側で何ができるのかというところをチェックしていく必要があるのではないかという話です。

○木村会長

すごく難しいことだと思うのですが、それぞれの子どもによって全く違うと思うのですが、一つの事例の中で、子どもたちがいじめについてどう受けとめているかというような事例がありましたらお知らせください。

○事務局(教育相談課長)

仙台市内に限らず、全国的に見ても色々なケースがあると思います。例えば、本当に加害・被害という部分がはっきりしていて、誰が見ても重篤ないじめで、本当に追い詰められているようなケース。一方で、傍目からはそんなに重篤に見えなくても、累積するようなからかい等を一定程度継続的にされていて、結果、それが精神的に大きな負担に繋がっていったというケースもあり、様々だと思います。さらに付随して、本人の受けとめ方や、本人の特性の部分も色々絡んでくると思いますので、どういう経過をたどって重大事態まで発展してしまうのかというのは、一言では説明は難しいのかなと思います。

○庄司委員

普通に生活していて突然辛さを感じるようなことになるという話であれば、何らかのトラブルがあります。子どもたちの間でトラブルがあったときに、子どもたちは誰にも相談しないで重大事態になっているのか、学校に相談したけれども十分に対応されなかったことで重大事態になっているのか、学校に相談した後にさらに教育委員会に相談をして、やっぱりだめで重大事態になっているのか。

いじめというのは結局、子どもたちのやりとりの中で発生しているものだという定義からすると、大人がいじめに直接介入できるわけではない。折々に子どもたちが発していると思われるSOSを、どういうふうに大人が酌み取っていくのかという話をしなければいけないだろうと。いじめの事案は千差万別あって、その子どもがどのように受けとめているかが一番重要なのですが、千差万別だから抽象化してどのタイミングで何をするかということを考えないでいいのかというと、そうではないだろうというところを指摘したかったということです。

私が最初に考えなければいけないかなと思っていたのは、「啓発」と言ったときに、誰に何を知ってもらうための活動なのかがピンとこないところがありました。前回、具体的なキャンペーンなどについて、子どもたちに一体どういう形で成果が上がっているのかわかりにくいという話があったと思うのですが、結局、今日の資料を見ても、子どもたちに一体何を伝えたいと思ってのキャンペーンなのかがよくわからないというところもあったので、そうすると、子どもたちに対して大人側で何ができるかが整理し切れないのではないかと思ったというところです。

○笛木委員

いじめの事案は仙台市だけでも多分いろいろ起きているはずですよね。事案一つひと

つについては、それぞれの学校を中心に、どうして起きてしまったのか、どう指導していこうかということはやっていると思いますが、今、庄司委員がおっしゃったのは、色々あるデータを集めて分析して、こんなケースでこんなところの子どもの心が育っていないようだから、こういう施策でその部分も育てていきましょうとか、こんなうまくないことが共通して起こっているようなので、それを防ぐために例えば周りの大人の意識をもっと高めていきましょうとか、そういうお話ではなかったですか。

○庄司委員

一つひとつの事案を見てというのはもちろんやらなければいけない、事案に対して対応していかなければいけないというのは確かにそのとおりだろうと思います。しかし、それだけでやってしまうと、その場限りで多分終わってしまうと思います。

そうではなくて、子どもたちにある種共通する、あるいは多数の人たちが同じように感じる例があるということだとすると、そこを直していかなければいけないという話に多分なると思います。そこをきちんとやっていかなければならないというところもあるということです。

○笛木委員

例えば資料2の1ページに「タイミングを逃さず、発達段階や特性に応じた丁寧な説明や振り返りを行っていくことが重要であると考えている」とありますが、それぞれの学校でどのようにやるのかとか、あまり具体的なイメージが湧かないです。2番目は「いじめ防止対策についても適切な評価を行い、より効果的に事業に結び付けていきたいと考えている」、それはそうなのだろうと思いますけれども、例えば28年度の対策について評価を行ったことが29年度のどこに結びついているのかというようなことの説明も、できたらしていただけるともっとわかりやすいのかなという気がするんです。いじめ対応等に係る教職員支援室の設置という話もありますが、具体的にそれぞれの学校に行ってどんなふうに教員集団に向けて支援をしているのか、その姿がこれだけだと見えてこない感じがするので、もう少し具体的な話が欲しい気がします。

○庄司委員

全体の流れとして、一応前回配付の資料で、これまでのいじめ防止対策ということで分けていたのが、「いじめの未然防止に向けた取り組み」と、「いじめの早期発見に向けた取り組み」と、「いじめの対処としての取り組み」という形でした。そうすると、理屈の上では、「未然防止」はいじめが発覚していないという段階で何をするか、「早期発見に向けた取り組み」はいじめを発見するために何をするか、「いじめの対処」は発見した後に何をするかというようなことになると思います。そこで、それぞれのタイミングで子どもたちはどういうふうに思っているだろうか、子どもたちはどういうふうに動くだろうかというところが置きっ放しになっていないかなというところが少しあったので、そうなると、この枠組みに話を乗せていっても、子どもたちをどういうふうに具体的に辛さから解放してあげられるのかが繋がってこないのではないかなという気がしたというところで、感想程度の話になってしまって、今言ってしまうのがいいのか、それとも最後にするべきなのかということを少し悩みながら、ど

ちらにしましょうかというふうに申し上げたところでしたが、笛木委員から適切にま とめていただいたので、そのような形でもいいかなと思います。

○藤原委員

庄司委員のご発言は、いじめをなくすという大きな目的があって、それに向かって仙台市でこういう事業をやっているという各論から入っているのではないかという話だったものですから、いじめをなくすために学校としてどのような取り組みをしていて、発生したときにどのような対応をしていたのか、そうしたことを、一つひとつ例を挙げて検証しながら、これまで仙台市で行ってきた防止対策がよかったのか、見直すところはどうなのかとった議論をすべきではないのかという意見なのかなと聞いていたのですが、そうではないのですか。

○庄司委員

各論にとどまっているというのは確かにそのとおりです。各論ばかり話をしていても しようがないので、全体像を見なければいけないというところはあると思います。

○木村会長

保護者等に対する啓発についてはいかがですか。

○庄司委員

前回も、地域に何を求めるかという話をしたと思うのですが、啓発というからには何かを知ってほしいということだと思います。では、保護者や地域の方々に知ってもらいたいことは何だろうかというところが、まだはっきりしない気がしていまして、この点をもう少し教えていただければと思いました。

○笛木委員

「地域ぐるみで子どもを育てる体制」って、言われてみれば何となくこういうことだよねというのはわかるのですが、多分、地域の事情とか学校の様子の違いとかで、色々な体制があると思うのです。例えば、ここの学校の地域ではこんな体制づくりをしていますよというような具体的な取り組みがわからないと、抽象的な話で何となく終わってしまう感じがします。

それと、全学校において学校・保護者・地域のいじめに関する意見交換の場を設定して協議などを行ったというふうに書いてあるのですが、どんな協議がされたのかということも聞いてみたいなと。こんなことをやりましたよとか、こんな方向で進めていきますよとか、何となくはわかりますが、もう少し具体的な説明が欲しいと思います。

○藤原委員

私も同感です。「学校の取り組みを情報発信し」というふうに記述がありますので、「何を」というところをお聞きしたいなというふうに思います。

○事務局(教育相談課長)

保護者や地域に何を求めるかという点については、まず、保護者に対しては「学校・家庭・地域連携シート」を用いながら、PTA総会や学級懇談等において、家庭の中でいじめの意味や、子どもの発するサインについて理解を深めていただくことや、何か気になることがあったら親子でしっかりと話し合いができるような環境づくりとい

ったことについて、繰り返し、協力の依頼をしています。

地域に対しては、子どもたちを見守るというような役割は当然あるのですが、例えば、各種の地域行事等があるのですが、なかなか子どもたちが参加しないというような実情もあります。そうしたところに子どもたちが積極的に参加できるような体制づくりを学校と地域と家庭が連携しながら進めて、そうなると、例えば一つのお祭りに子どもたちが参加して、年配の方や多くの大人とかかわって、そこで褒められたり、存在そのものを認めてもらえるような声がけをいただいたりすることによって、自己肯定感などを高めることができ、それが、気持ちの安定、いじめを起こさないというような心の醸成も繋がっていくものだと、一つの事例でございますけれども、そういうことも考えているところです。

○木村会長

学校ごとの違いもあると思いますが、具体的にどのような対応をして、それについて どうだったのかというところが見えてこないという意見がありましたが、どうですか。

○庄司委員

繰り返しになるかもしれませんが、保護者に伝えなければならないことというのは地 域ごとではなく、どの保護者に対してもわかってもらわなければいけないことがあり ます。極端な言い方をすると、「いじめ」と言ったときに、いわゆる弱い者いじめし か想像できない方も当然いるでしょうから、そういうものではありませんよとお伝え することも必要でしょうし、被害者の保護者だけではなくて、加害者の保護者もいる わけですから、自分の子どもが加害者というふうにされたときにどのように受けとめ てほしいかというところもメッセージとしては発するべきだろうと思います。被害者 とされている子どもたちの保護者であれば、どういうふうに子供の相談に乗り、どう いうところに相談をしてほしいと思っているかを伝えることはできるだろうと思いま す。もっと言うと、いじめがあったときに市として、あるいは学校として、その事案 をどのように解決に導こうと考えているか、モデルケースでもいいので、それをはっ きりと示してあげることは非常に大切ではないかと思います。苦しいと感じている子 どもに、ここに行けばこういうふうに解決されるのではないかという期待があれば、 それに乗って相談に行きやすいのではないかと思うのですが、単純に先生に相談しま した、でも「それは思い違いじゃない?」と言われておしまいということでは、次の 相談には繋がらないわけです。ですから、どのように解決に向けて取り組んでいくか というメッセージは非常に重要であろうと思います。

解決に向けた枠組み考えるに当たっては、学校ごとという部分はあるかもしれませんが、仙台市としてはこういうふうにやりますよというところを発信することができるだろうと思います。そういう全市共通でメッセージとして伝えるべきものがあると思うのですが、それが出てこなかったので少し疑問に思ったところです。

○藤原委員

今、庄司委員が話されたようにモデルケースみたいなもので仙台市の対応といったものを一つ一つ検証していって、この部分が落ちているとか、そういった観点からの議

論が必要なのかなと思います。

○笛木委員

こういう委員会を立ち上げてまでいじめの問題をストップさせようという強い決意の もとでやられていることだと思うので、資料の言い回しの部分に戻ってしまって少し 申し訳ないのですが、資料の1ページの4番に「法に基づくいじめかどうかという視 点だけではなく」と書いてあるじゃないですか。これは、色々な見方があるよという ようなだと思いますけれども、いじめの問題がどこもかしこもたくさん起きてしまっ てどうしようもないから、法律を制定してでもストップさせましょうということで法 律ができているわけで、法律の中身もかなり詳細に「これがいじめですよ」と定義が 書かれていたりするわけですから、「法に基づくいじめかどうかという視点だけでな く」という曖昧なように聞こえることを言ってしまうと、びしっと「これでいきます よ」と、そういう話にならないと思うんですね。とにかく法に基づいて「いじめ」と いうものをまずは認定する。いじめが起きてしまったが、それを解決するためにこう いう手順を踏んでやっていくんですよ、というように、今おっしゃられたようなモデ ルケースなどを強く打ち出したほうが、今回の仙台市の件に関してはいいのではない かとも思います。いろいろな状況もあるし、それぞれの事情もあるしという言い方を してしまうと、あまり強い意志を感じられなくなってしまうというか、そこのところ をぜひ思い切り言ったほうがいいのかなと思いました。

○氏家副会長

「いじめ」という言葉、前回この場で申し上げたつもりではあるのですが、いじめであるとかないとかいうのは第三者でしかないと思うのですね。本人は実はすごい苦痛を感じていても、本人は「これはいじめです」と言わない場合がありますし、やっている側も、「いじめではなくちょっとしたからかいだったんです」というような言い方をするときがあるので、法律に基づくとか、定義がどうこうというふうにやっていると、後手に回るような気がします。やはり、仙台で今学んでいる子どもたち全ての色々な意味での苦痛を取り去るというくらいの決意が求められるのかなという思いがあります。ですから、実はこういう場で大人が第三者のようになってしまう議論だけをしていても始まらないようなところがあって、子どもたちはどういうときに不愉快に思うのか、どういうときに学校に来ていてよかったな、友達がいてよかったなと思うのかというところに私たちは敏感になる必要があるのかなと思いました。

全体を通してというところで言わせていただくと、昔から言われている部分もありますが、学校というのは自然に閉鎖的になってしまうものだと思います。最低1年間は担任の先生、中学校や高校であれば教科担任も含めて比較的なじみの顔で動くので、閉鎖的になってしまう組織なのだと思います。担任の先生はクラスの子どもたちのことがよくわかるし、クラスの子どもたちも、これを言ったら先生は怒るとか、ここまでは許してくれるというように、段々と慣れ合い関係ができてくる。今回いじめのことであるとか、あるいは学校という場所を舞台とした色々な意味での閉塞感があるというときに、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)やスクールソーシャル

ワーカー(以下「SSW」という。)には、学校の中で先生方がおのずと「これはこんなものだったよね」と思ったところに対して違う価値観を与えてくれるような役割があると思うのです。SCとSSWの役割については今日は触れませんが、少なくともSCやSSWの方々が学校に入って、子どもに向き合うだけではなくて、教員に対しても「先生、このまま指導をしているとクラスの閉鎖性がもっと増すと思いますよ」とか、そういう助言も与えられるのが、学校にオフィシャルに入ることができた異文化の人たちの役割ではないかなとずっと思っています。ですから、SCの中には「先生方の指導法には口を出さない」などと言う方もいるのですが、教員は人を相手にしている商売だけに、うまくいかないときもあるし、子どもたちの声をSCやSSWが代弁してあげるという役割ももう少し強調されていいのではないかと思っています。

そう考えますと、もし学校の中に教員以外でそういう異文化の役割を果たす人がいれば助けてあげられたのではないかという思いがすることもあるので、SCやSSWの増員は本当に求めたいと思います。また、標準的な役割はあるでしょうが、教育委員会・教育局に関しては、教員の職業人としての発達段階に応じて、教員や学校の風土にも色々な意味での助言を差し上げるような役割、願わくは地域社会からのチャンネルにもなっていただけたらというような思いもあって、学校の中だけで完結しないような風穴があるといいのかなと思います。

ちょうど庄司委員がおられるので伺いたいのですが、学校で起きる問題の中で、本来は法的なものではなかったはずなのに、いつの間にか問題がややこしくなってしまって、保護者や地域の方が法律家を求めるような機会というのは、以前から比べたら多くなっているのではないかという印象があります。大学の附属学校などでは自前で法律家の方を雇って、法的問題とならないようにするための解決法を一緒に探ってくれるようなスクールロイヤーを置いているという事例をいくつか聞いています。私は、学校に特化したというか、学校の特性とか、子どもたちのための落としどころを見つけましょうという弁護士がもう少しいてくれたらいいのかなとかと思うことがあるのですが、いかがでしょうか。

○庄司委員

私自身がどういう立場かというところは置いておきますが、アドバイスする弁護士が求められているというのは恐らくそのとおりだろうと思います。例えば、学校にアドバイスする役割の弁護士を配置する自治体があちらこちらに出てきているというふうに聞いています。東京にもありますし、大阪にもスクールロイヤーという形で、きちんと条例をつくってやっているところもあります。私立学校ではもちろん、顧問弁護士のほかに教員に直接アドバイスができるような弁護士を置いている例もあるように聞いています。

そういう意味で言うと、学校の先生方が、給食費の未納であるとか、保護者対応であるかというところで苦労されている中で、そこは法律的にこうですねという話があるだけでも割と負担が軽くなるところはあって、学校現場に弁護士が入るべきではない

かというところはよく言われています。

子どもたちにとってということで言うと、例えば、虐待であればもちろん児童相談所との連携というのもありますし、親権停止とか色々な手続がありますので、そういう手続で弁護士がアドバイスする場面というのはあります。いじめであれば、何をするべきか、あるいはどういうふうに対応するべきか、事実の調査とかそういう場面でも弁護士がアドバイスをするようなことはあるだろうということで、弁護士会としても議論が始められている状況です。

仙台ですと、子どもの相談窓口ということで設置しておりまして、仙台弁護士会に寄せられている電話も、週に1件くらいずつはあると思います。無料相談ダイヤルというのは色々あるので、弁護士に来るというのはよほどのことだろうとは思うのですが、それでも少しずつ増えてきているかなという印象ですので、学校現場でのトラブルに対して弁護士をというニーズは、恐らく増えてきているのではないかという印象です。

○藤原委員

私どもとすれば、例えばいじめの相談を受けると、相手方は、実は校長や学校側という観点で調査に入ります。子どもたちが、安全に安心して学校に通えるかどうかという観点で調査をするわけです。弁護士が学校にいらっしゃるという今のお話ですけれども、そこで弁護士さんがいてすぐに解決できればいいのですが、保護者と学校との信頼関係が崩れてしまって弁護士さんにお世話になるということになると、これは子どもにとっては余り好ましくないとは思います。基本はやっぱり保護者と学校との信頼関係で、学校が調査したことをきちんと保護者に説明して、理解を得られればよい。法的措置とか、そういったことになると結局、本来守るべきものは何なのか、子どものためにやっているのにといったところで、議論の争点が変わってくるのかなというふうに思っています。

○笛木委員

資料の2ページの一番下の部分は、いじめへの対処についての話で、困難な場合について関係機関とつなげるときにSSWを積極的に活用しましょうよと、そういう話ですよね。SSWの需要が増えているので、増員を含めて次年度の配置を検討しているということですが、どれくらい増やしたいと思っているとか、その可能性とか、そういう話は聞けますか。

○事務局(教育人事部長)

これまでご指摘いただいているように、学校現場における課題が、かなり複雑化・多様化しておりまして、教員だけでは対応できない、専門的な視点というのがどうしても必要になります。その中の最もわかりやすいといいますか、学校現場で求められているのがまさにSSWであると考えています。まだ仙台市教育委員会として導入してから数年ではありますが、積極的に学校現場で活用していただくという周知の部分に取り組んできて、ようやくこれだけの件数の要請が上がってきているという状況です。現状、間違いなくSSWの数が足りないというのは、学校現場もそうですし、教育委員会でも認識しています。まさに予算の話ですけれども、具体的な数は今まさに内部

で調整でして、実際の相談件数だけではなく、内容の困難さもきちんと評価して要求 していく必要があると思っています。

一方で、人材の部分、SSWとして適任の方について、需要に応えられるだけの供給があるのかというところも大きな問題になっていますので、そうした点も総合的に内部で議論して、適切な配置に結びつけていきたいと考えています。

○木村会長

まとめにはならないのですが、私の考えも少し。私は大きく3つの観点から考えていかなければならないかなと思っています。

まず1つは、犯罪行為につながることは絶対防止しなくてはいけない。文部科学省からも、躊躇しないで早期に警察に相談しなさいというような通知が何度も出されています。現状の資料では、連携する専門機関として警察が出ていませんね。教員というのは、いじめられている子どももいじめている子どもも教え子なので、どちらも育てていかなくてはいけない、すごく難しい微妙な立場なのです。一方的に、あなたが悪いというような言い方がしにくい。それが犯罪行為に繋がるおそれがあるものは当然のこととして、学校だけで解決しようと思わないほうがよいのではないかと思っています。当然教育的配慮とか、それ以前のSCやSSWとの相談は大事ですが、抱えこみ過ぎて、にっちもさっちもいかなくなっているのが現状かなと思います。加害側に対しても、だめなことを認識させていくということがすごく大事だと思っています。

それから2つ目は、未然防止と初期対応。例えば道徳とか学級づくりとか教科の指導とかそういうところで、いじめというのはだめなものだと、誰しもが加害者・被害者になりやすいのですが、それはだめだということを普段の学校生活の中で醸成していく必要があると思っています。

それから3つ目、もっと大事なことは、いじめを生まないような学校づくり。学校というところは本来、夢や感動や楽しさがあるところだと思います。ところが今の学校を見ていると本当に暗い感じがする。いろいろなものが防戦一方で、子どもたちと夢を語るような部分がすごく少なくなっているのではないかと。

それから、校長先生方が何を考えて、それをどう教育委員会で取り上げて、そして本 気になって学校でどのように取り組むかというところが見えてこない。そういうこと も含めて、具体のものを長期・中期・短期に分けてやっていく必要があるのではない かと感じていましたし、委員の皆さんの意見を聞きながら、なおその気持ちを強くし ました。

○庄司委員

会長から、警察沙汰になるような案件、犯罪行為はよくないという話があったと思いますが、いじめについては、犯罪行為にはならない場合の方がむしろ多いかなという気がしています。ですから、犯罪行為に該当しないといった場合の対応をどうするのかも考えなければいけないだろうというところを前提としますが、生徒に何を知らせたいのかというところで、前回の説明だと、一部の生徒に向けてのイベントは色々やっている。では、全校生徒に向けてどのような説明をしていくのかをまずはっきりさ

せていただきたいというところがあります。いじめはよくないよというのは色々なところで伝えていると思うのですが、いじめというのはどういうものなのかというところはどのくらい伝えているだろうかというところです。

あとは、子どもたちが辛い思いをしているときに、学校や教育委員会に相談をして「だめだった」と。では、そこでおしまいなのか、そうではなくて、次はここに相談すればいいですよというところがあるのか。そういったところについて、子どもたちは一体どこに相談をすれば解決をしてもらえるというような制度を考えているのか、そこを明らかにしていただければなと思います。

○事務局(教育相談課長)

まず、全校生徒にどのように説明しているかということですが、先ほど申し上げた「学校・保護者・地域連携シート」で、子どもたちに対しても保護者に対しても、それぞれ内容的には同じようなお話をしているのですが、先ほどありましたとおり、いじめの定義についてはきちんと伝えています。

それから、相談窓口についても、もちろん学校では、基本的には誰にでも相談していいまというような伝え方をしています。ただ、いじめ対策担当教諭であるとか養護教諭であるとかSCであるとか、主たる窓口というのが学校のいじめ防止等基本方針で決まっておりまして、そうしたところも踏まえながら、学校ごとにいじめの相談窓口というのを伝えています。さらに、仙台市内、それから国も含めて様々な相談窓口がありますので、これもリーフレットやカード的なものを作成して、本市の24時間相談電話の啓発も含めて、確実に伝えているところです。

○木村会長

ありがとうございました。それをどう機能させていくのかということが議題になるといいのですが、恐らく次回もこの続きをしていかなければならないと思いますので、 そろそろ次の議題に移りたいと思います。

(2) 市長部局の関連業務の実施状況について

○木村会長

まずは議題の趣旨について事務局よりご説明願います。

○事務局 (コンプライアンス推進担当課長)

これまで教育委員会における取り組みの内容についてご意見を頂戴してきた中で、外部資源の活用という部分についてもご指摘をいただいているところです。

この専門家会議は、学校・教育委員会だけではなくて、全市を挙げてこの問題に取り 組んでいく必要があるという認識のもとで立ち上げたものですので、今後、教育委員 会以外の所管に係るものについても順次ご意見をいただき、取り組みを進めてまいり たいと考えているところです。

本日は一定の配慮を要する児童生徒との関係というあたりが主になるかと思いますが、健康福祉局、子供未来局からそれぞれ関連業務の実施状況を説明させていただき、市長部局の専門機関の有する知識・経験を、より効果的にいじめや体罰の防止に活用できないかと、そうした部分について意見を頂戴できればと考えているものす。

○木村会長

例えば発達障害をお持ちの児童生徒であれば、周囲の理解不足から、からかいの対象になったり教員が十分なケアができなかったりというふうなこともあろうかと思います。私も、専門機関と学校との連携というのは、いじめ防止に限らず、子どもたちが安全・安心な学校生活を送っていく上でとても重要なものだと感じています。それでは、初めに、健康福祉局の所管分から進めたいと思います。

○事務局(北部発達相談支援センター所長)

(資料3 発達相談支援センターの概要及び学校との連携について に基づき説明)

○氏家副会長

アーチルでは、いろいろな係の方が夕方ぐらいから学校の先生を呼んで、アーチルで やっていることを、ひざを突き合わせて説明する機会をつくっていただいています。

いじめの対象になりやすい方というのは、やはり何らかの形でハンディを持っている方が多いのではないかという気がします。本当の意味での障害というものではなくても、学校の先生がそれまで持っていた知識だけではなかなか理解できないような状況になった子どもさんが、いじめであるとか、あるいは先生からの的外れな指導の対象になってしまって、校内生活が送りにくくなることがあったときに、アーチルがすごく機能してくれればいいと思います。実際、機能されていると思いますが、いかんせん、相当混み合っているかと思います。新しくお願いするとなると、何カ月待ちになりますというようなことがあると伺っています。アーチルが単体で是正できるものでもないのでしょうけれども、何らかの形で気がかりな生徒さんがいて、そういう方はいじめの対象になりやすいことが思い浮かぶとき、仙台市全体でうまく支援できる工夫がもっと必要ではないかと思います。

あと、学校の先生お一人お一人では気づかない場合がありますよね。単にこの子はまだ成長が不十分なんじゃないかとか。先生は自分の指導が不足しているとは余り思わずに、子どもさんがまだ不十分じゃないかというふうに思うときがあるんでしょうが、そういうときに先生方がアーチルにすぐにでも連絡をとることができて、この場合は一方的に指導したところでどうなるものではないので、ちょっとゆっくり考えていかなければいけないものではないかということや、配慮が必要な子というのはいじめの対象になりやすいということ、あるいは個々の先生方が持ってきた知識とスキルだけでは対応が困難な場合もあるよというふうな入れ知恵をしてあげる役割をアーチルに担っていただきたいなと思います。

今、アーチルはフル回転されているのでしょうが、全市的にこういうふうな形で学校とカウンターパートになれて、しかも教育局じゃないところにあるというのが重要だと思いますので、そういうセクションが十分に機能するのが望ましいと思います。既に今はオーバーワークではないかと思うので、仙台市の全体的な組織のなかで何とかならないかなと思うところもあります。

あと、今の説明にはなかったかもしれないのですが、私が重要じゃないかなと思うのは、学校の先生が人事異動で入っていることですね。つい最近も私の知人がいたので

すが、学校の先生にとっては、学校の先生がおられる他部局というのはとても相談が しやすいのではないかと思います。教育局ではないところに、同じ教員の立場の人が いるというだけで相当相談しやすくなるのではないかと思うんですね。そういうとこ ろはもっとアピールしていいような気がします。

もう1点だけ。これはアーチルだけに限らないのですが、既にいじめの何か兆候が見え始めていたり、保護者も我が子に何らかの発達上の問題があるかもしれないというようなときに、例えば学校の先生があまり配慮もなく一方的に「アーチルに行きなさい」というのは、保護者にどのように伝わっているのかなというのが私はすごく心配です。私たちがもし「病院に行きなさい」と頭ごなしに言われると、あたかも何か不具合があって、その場にいてはよくないようなニュアンスで伝わることもあります。学校の先生が外部機関を紹介する際、配慮がちょっと欠けただけで疎外感を持つ親御さんもいます。アーチルは色々な意味で健康的な側面、発達のよりよい側面をも伸ばしてくれるところですよというようなキャッチフレーズがもっと伝わる必要があると思いますし、同時にそれは先生方や、できるならば子どもたちにも伝わってほしいですね。既にオーバーワークの状態ではないかと思うのですが、あえて注文といいますか、意見を申し上げさせていただきました。

○木村会長

現状をもう少し詳しくお話しいただいてよろしいですか。

○事務局(北部発達支援センター所長)

相談の待機期間は、時期によって若干違いますが、やはりお待たせしているというのが現状です。まず、電話で相談の申込みをしていただきますので、その際にどういう 状況か内容を確認させていただいて、緊急性があるかどうか、それから電話だけの相 談でも十分対応可能かどうかなども確認しながら対応しているところです。

それから、行政教員が北部・南部のアーチルにそれぞれいまして、合わせて7名になります。行政教員が果たす役割は結構大きくて、アーチルの中でも学校の状況を詳しくわからないという場合には、行政教員から学校の現状等について確認ができる。逆に学校側からすると、学校の先生がアーチルの中にいる、知っている先生もたくさんいるということで、電話での対応も多くなっています。ですので、件数的には先ほど説明した件数だけになっていますが、これは面接、訪問等で出向いて実際に会った件数ですので、実際にはこれと同等ないしそれ以上に電話等での対応をしているという状況です。

○笛木委員

行政教員の派遣方法はどうなっていますか。ある日突然、行きなさいと言われるのか、 自分の希望で行くのか、そのあたりはどうですか。

○事務局(教職員課長)

行政教員をアーチルに異動させる場合、基本的には年度末の教職員の異動と同じ時期 に異動させます。特別支援教育についての知見・経験などが豊富な教員を配置すると いうことにしています。戻る際にも、学校の中で特別支援教育において中心的な役割 を果たすことができる立場で戻すことが多くなっています。

○笛木委員

2年とか3年とか期間は限定ですよね。

○事務局

大体3年程度を基本に考えています。

○庄司委員

子どもたちが通常の学級に入って、障害がありますとなったときに、学校の先生と連絡をとり合いながらどのように支援していくべきかという連絡調整のような会議をケースワークみたいな形でやる、それを継続的に行うというイメージでよろしいのでしょうか。

○事務局(発達相談支援センター所長)

資料中の連絡調整会議というのは個別の案件ではなくて、仙台市全体の課題について 今後どうするかということなので、個別の案件についてそこでということではありま せん。個別の案件については、相談を申し込んでいただいて、相談を受ける形で面接、 それからお伝えをということで、先ほど一般的な相談の流れのところで説明した内容 になっております。

そのほか、相談後、連絡票というものを作成していまして、学校と保護者と情報共有 しながら話を進めていきますが、そこだけで終わらずに、先ほど氏家委員に紹介いた だいた夕方の会議などは、ケア会議だったり支援者会議だったりということで、そう いったところにも参加しながら関わっているというような状況です。

○庄司委員

そうしますと、いじめとかでつらい思いをしていますということがあって、アーチルに相談をと思い立った場合だと、まず電話相談をして、電話相談で緊急性があるということで判断されれば早目にということになると思うのですが、面接の相談をして、アーチルから学校に連絡が行って、学校のほうで対応を待つという流れになるということですか。

○事務局(北部発達相談支援センター所長)

少し説明が足りませんでしたが、相談される場合、まず学校の中で保護者の方と学校と相談していただいて、対応をしているけれどもなかなか改善しないのか、そのお子さんの特徴、発達状況について確認をしたいということでアーチルのほうに繋いでいただきますので、相談される前については学校と保護者の間ではある程度相談がされているというのが基本的な状況になっています。

○庄司委員

すると、学校と保護者がその段階でもめてしまっているとアーチルには繋がらないことになりますか。

○事務局(発達相談支援センター所長)

その場合でも直接アーチルに、学校には相談したけれどもうまくいかないというようなことで相談される事例もあります。

○藤原委員

アーチルに通っていて通常の学級に在籍する子どももいると思いますが、学校の先生 として、ほかの生徒さんにどういうふうに説明して理解させているのでしょうか。何 か一定の方針のようなものはありますか。

○事務局(特別支援教育課長)

障害のある子どもには、身体障害の方も、知的障害の方も、自閉症の方もいて、お一人お一人違っていまして、本人が自身の障害を受容していて、保護者も理解していて、周りの保護者や子どもたちにも知ってほしいということで担任の先生に申し出られた場合は、適切にそういったところを周りの子どもたちにも伝えるということは可能かと思います。

逆に、一方でご本人がまだそこまで至っていない、小さいお子さん方ですとほとんど 自分自身もそういうことは思っていなかったりすると、一緒のクラスの中でごく自然 に触れ合いながら育っていく、そういうお子さんも中にはいるわけですので、ケース・バイ・ケースで、担任の先生や保護者の意向を尊重しながら進めている状況にあ ると思います。

○藤原委員

すごく説明の仕方が難しいと思うのですね。保護者の理解や了解がなければということなのでしょうが、やっぱりそうしたことを周りの子どもたちがわかっていないと、いじめというのはなくならないのではないかと思います。何かあったときに、この子はこういう子だからって、その言い方というのが個別で難しいなと思います。教員の皆さんも、そういうところはすごく対応していて難しいだろうなと。私どもも、もしかしたら障害があるのかなという方からの相談を受けることがありますが、専門ではないので対応が難しい。仮に教員が説明をしなかったということであれば、そのままいじめられ続けられて重大になっていくというケースもございますので、そういった観点からも議論が必要なのかなと思います。

○氏家副会長

全くそのとおりだと思います。単に「病院に行きなさい」「アーチルに行きなさい」だけでは絶対に言葉足らずで、言われた側には、あなたがこの場にいるのはふさわしくないというサインだけが伝わる可能性があります。既に通われている方の場合でも同様です。

多分、学校の先生方もアーチルでも色々と工夫されていると思いますけれども、子どもや保護者からすれば、先生から言われた言葉がどう子どもと保護者に伝わるのかは、より慎重であり敏感なほうがよいと思います。子どもも保護者も、先生が良かれと思って言ってくれた言葉なのに、不快感・疎外感だけが残る可能性もあります。これは障害のある子どもに限らず、辛い状況にいる子どもには、先生方が助言したつもりでも、適当にあしらわれたと感じて、どんどん負の方への感情が積み重なる可能性があります。虐待を受けた方は自己評価がとても低く育つと言われているのと同じで、関わる側の細やかさがとても求められるところだと思います。今も努力されていると思

いますが、より一層必要だと思います。ですから、それを、どこが、どのようにより 強く啓蒙していくのかが、次の課題だと思います。

○木村会長

学校以外で色々な子どもの特色に関わる機関があるということはとても大事なことだと。色々な配慮が多分されていると思いますが、さらに配慮していくことが大事だというような各委員の意見です。

それでは、次に子供未来局の所管について、初めに子供相談支援センターの状況についてご説明願います。

○事務局(子供相談支援センター所長)

(資料4 子供相談支援センターの概要及び学校との連携について に基づき説明)

○笛木委員

私は、大田区で校長会の生活指導主任会の責任者を務めているのですが、中学校の生徒指導主事が集まっての情報交換会が年5回というのは少ないなと感じます。

大田区は羽田空港があるくらい海に面したところで、その昔、湾岸警備隊と言われたようなところで、海から工場地帯があって田園調布まであるので、東京都の縮図みたいな区なのですが、暴力行為とか学校間抗争とか、結構大変な区でしたので、生活指導主任会に関しては毎月1回必ず実施し、全校で情報交換をします。生活指導主任だけではなく、担当の校長が5人、担当の副校長が4人、それぞれ全員出席します。それから区内の警察署4署の少年係長、スクールサポーターの方が来ることもありますけれども、警察が全部出席します。区内の少年センターの代表者も出席しますし、それから区の生活指導の関係で、退職された嘱託の先生方で生活指導の支援をするチームがあるのですが、そこも出ます。もちろん教育委員会の指導課も出るという陣容で毎月実施しているので、年5回くらいだと情報交換の密度というか、中身が少なそうだなと、そういう感じも受けました。

それと、街頭指導での連携というのがありますが、街頭指導は夜の実施ですよね。

○事務局(子供相談支援センター所長)

街頭指導は、午前指導が9時から、午後指導が午後の3時半から、夜間指導が夕方5時半からということで、例えば高等学校の先生方は午前指導・夜間指導、午後の指導には小学校・中学校・高等学校の先生と、形が少し分かれています。

○笛木委員

夜間指導は、青少年指導員に委嘱された先生方が夜の街に出て行って様子を見たり声をかけたりすると思うのですが、服務の取扱いはどうなっているのかなど、そのあたりは多少気になるところではあります。とにかく子供相談支援センターの存在が、生活指導全般に関して中心的に大きな役割を果たしているのかなという気がしますし、結構色々なところに学校の先生が派遣されているなという感想もあります。大田区にも子ども家庭支援センターというのがありますが、そこと似た役割を占めているのかなと思いました。

○木村会長

子どもたちの指導においては大きな役割を担っているのではないかというようなお話でした。夜間の場合の服務に関してはいかがですか。

○事務局(教育人事部長)

学校の先生方は職務専念義務の免除で対応しています。

○笛木委員

ということは、そこまで行くのに交通費がかかっても、それは出ないのですか。

○事務局(教育人事部長)

1回の街頭指導においての報酬が発生しますので、その報酬を受け取っていただくための職務専念義務の免除ということになります。

○事務局(子供相談支援センター所長)

説明不足でしたが、市長から青少年指導員として委嘱を受けているのが、小学校・中学校・高等学校の先生方、ほかに民生委員児童委員や保護司の方など地域のPTAに携わっている方々、さらに一般の方々も含めて900名弱で、市内63中学校区を一月に中学校の計画でもって回っていただいたり、中央街頭として月に17~18回の仙台市内、仙台駅周辺の街頭指導を行っていただいたりして、あとは報酬関係が発生する、そういう体制です。

○庄司委員

質問項目がたくさんあるのですが、会議の関係だけに絞りたいと思います。

1つ目として、相談業務での連携に関して、「不登校、いじめ、虐待等の相談内容によって」という記載がありますが、実際どのくらいの相談件数があるのか、あるいは割合などを教えていただきたいと思いました。

それから、基本的に匿名の相談ということで、個人の特定が困難ということですけれ ども、継続相談の有無についても教えていただきたいと思います。

○事務局(子供相談支援センター所長)

面接相談は非常に回数が減ってきていまして、平成28年度は、相談受理が20件、その 方々に対しての相談の回数が26件となっています。

電話相談のうちヤングテレホン相談については、平成28年度は全体で616件、その中で一番多いのがメンタルの面の相談で171件、その次が学校生活の相談で118件というところです。

もう一つの電話相談である子育て何でも電話相談については、これは乳幼児の育児のところからの子育てというところで若干範囲が広いのですが、平成28年度は全体で1,373件です。その中で一番多いのが子どもに関することで、自分の子どもの気になる行動というようなことがほとんどでございます。その統計が184件で、一番多い数になっています。子育て中の保護者自身のことに関しては、やはりメンタルの面の相談が一番多くて218件、そして家族との関係が126件、子育て不安が148件というような統計です。

それから、メール相談については、平成26年度からスタートして、ヤングメール相談 と子育て何でもメール相談ということで実施してきたのですが、平成28年度はヤング メール相談が12件、子育て何でもメール相談が25件の計37件でした。

今年度はメール相談を「子どもメール相談」として一つにまとめて、アクセスしやすいQRコードの導入等の工夫もしたところ、上半期で50件程度のメール相談が入っていまして、使いやすくすることによる活用の伸びが見えてきているところです。

継続相談のご質問がありましたが、ふれあい広場、居場所、これは今の無職少年とかの居場所というようなことでは、平成元年にスタートしたのですが、開設以降は不登校の子どもたちの居場所というような捉え方が非常に強いということで、昨年までは就労支援で7名、そしてふれあい広場、居場所で10名という形で登録数があったのですが、その子どもたちの3分の1程度の継続的な相談ということで、今年度は就労支援活動とふれあい広場活動を一体化した形でスタートしています。そこから登録者数が増えまして、現時点では24名という数字です。

○庄司委員

そうすると、電話やメールでの相談というのは、同じ人から電話があっても、それが 前回の続きだということはわからない状態になりますか。

○事務局(子供相談支援センター所長)

相談員が、毎日、相談者とのやりとりを記録した報告書を所長まであげてくるのですが、内容によって、どこの誰かというのが特定できるケースも結構あります。あとは、長期間にわたりずっと繋がっていて、特定できる方々も結構います。

○庄司委員

そうだとすると、継続案件の中にいじめの案件があるのかどうかという問題はもちろんありますが、やろうと思えば、電話相談でこういう事案が寄せられているということを生徒指導主事連絡協議会などで紹介して、各学校に対して注意喚起を求めるということはやっているという理解でよろしいですか。

○事務局(子供相談支援センター所長)

統計を示しながら、小学校、中学校、高等学校の先生方に当センターの説明をする中で、事例を通して周知するというようなことはしています。

それから、どこの誰かということが大体特定できるとか、特定できなくても確実に仙台市内の子どもだなという何らかの情報を察知したときは、教育委員会と児童相談所等にすぐさま状況を説明します。そのような子どもたちが特定できるのか、中には自分はもうだめだと自暴自棄になっている子どもの今後が非常に心配だというときは、すぐさま教育委員会に連絡をして対応を図っていただくというようなお願いは常々しているところです。

○氏家副会長

子供相談支援センターを特定してどうこうという話ではないですが、全く帰属感がなくなり、友達や先生方からの助けも得られなくなったような子が、最後に自分はこの世から去るしかないというような決断になってしまったときに、ここが思い浮かばなかったかなというのが私は少し悔やまれます。多分ベストは尽くしていると思いますので、非常に厳しいことを申し上げているとは思いますが、これほど敷居が低いとこ

ろがあったのだとすれば、本当はもう少し何かの形で子どもの頭にちらついて、ここに助けを求めるという選択肢があってほしかったなと。追い詰められた子どもたちに、最後の最後に「でもまだ自分を待っていてくれる場所があるぞ」というような形で直接届ける手立てというのはまだまだあるのではないかという気がします。これは、子供相談支援センターだけがやるのではなくて、まさに全市を挙げてやるべきことだと思います。

私も下の子がまだ高校生なので、こうした大人たちからの救いのメッセージを見たいから持ってきてくれと頼むと、いろいろな資料を学校でもらったとか、どこどこにあったティッシュだとかと持ってきてくれるのですが、残念ながら子どもに「お前、ここに電話をかけようと思うか」とか、虐待を想定して「父親がお前をいじめたとき、ここにSOSをする気があるか」と尋ねると、「いやいや、それはまた別な話」となってしまう部分があります。

子どもたちが追い詰められてしまったときに、最後の砦はここにまだあるぞという形のものを、子供相談支援センターだけに限りませんが、どうやってつくっていったらいいのか、それをどのように生の子どもたちに伝えられるかというのが次の課題なのかなと思います。とても敷居が低くていいなとは思うのですね。ただ、やはりそれですら子どもたちには届いていない、あるいは届いていても、電話をかけるとなると逡巡する子もいるでしょうから、そのあたりが現実的な課題なのかなと思います。

○事務局(子供相談支援センター所長)

そもそも今のネット社会というか、そういうところで子どもたちが生きている現状をもう少し我々は勉強しなくてはならないというところで、教育のほうでも色々と指摘をいただいて、当センターでも座長に有名な方に来ていただいて勉強会をしている中では、そもそもやっていること自体、街頭指導なども、なかなか子どもたちから受け入れない。私も一緒に街頭指導に出たりするのですが、小学校の子どもたちは大人が前に立つだけで震えているわけです。そういうふうなところでは、もっともっと子どもたちに優しい相談機関という形で、そして子どもたちがもっと繋がりやすい形でいけないかと。そもそも相談支援なんか固いというご指摘も頂戴したり、アーチルのような愛称とか、本当に柔らかい形で、子どもたちに愛されるような相談機関をもう少し探れないかということを、勉強会を通して検討しているところです。

○木村会長

子供相談支援センターも含めて行政ではいろいろな事業をやっているんですが、それが本当に子どものためになっているのかという検証をしながら、一つ一つやっていくことが大事なのかなと思います。それでは、児童相談所の状況について説明願います。

○事務局(児童相談所長)

(資料5 児童相談所の概要及び学校との連携について に基づき説明)

○藤原委員

法務局にも虐待の相談などがあると、児童相談所や学校と連携しながら一時保護とか そういうことをしているのですが、人権擁護の観点からということでお話しますと、 子どもたちのいじめがある背景には、ここに書いてあるような家庭事情、DVがあったり暴力があったりして、そうした大人の行動を子どもたちも見ています。そうしたところをどのようにしていくかというのは、社会全体の話だと思いますが、そういったものを児童虐待なりで、児童相談所で分析していただいて、それをどういうふうに広げていくか。

それから、虐待がある中には、子育てに悩んでいる保護者なども多いと思うんですよね。これは仙台市だけでなくて社会全体の話だとは思いますが、悩んでいる保護者のケアも大切だと思います。

○庄司委員

今、藤原委員からもありましたが、虐待といじめが両方絡むということは珍しくはないかなと思いますので、資料があれば、虐待事案として対応していたときに、あわせていじめを発見し、あるいは確認した例があったかどうか。あったときは、どのように対応しているか教えていただければと思います。

もう1点、顧問弁護士との契約について、現にやっているのか、これからやるという話なのか。これは市全体とは別に、児童相談所の顧問弁護士を契約するということでよろしいですか。

○事務局(児童相談所長)

虐待といじめが絡む件数というのは、今、手元に持ち合わせておりません。

○木村会長

もしありましたら、次回に資料として出していただきたいと思います。

○事務局(児童相談所長)

顧問弁護士については、市全体とは別に、児童相談所独自に顧問弁護士の委託契約を締結していまいて、相談に乗っていただいたり、研修を行っていただいたりということで、頼りにしている状況です。

(3) 体罰等アンケートの集計等の状況について

○木村会長

体罰等アンケートの実施状況について事務局より説明をお願いします。

○事務局(教職員課長)

(資料6 体罰等に関する全校アンケート調査の集計等の状況について に基づき説明)

○氏家副会長

意見を申し上げたいと思います。体罰ではなく、いじめに関して、です。少なくともいじめの場合は、いじめを行った子自身が直前まで実は被害者だったかもしれないとか、いじめの被害者だった子が次の場面では、学校の日常性を破壊する子になっているかもしれないということを、私が教育相談あるいはスクールソーシャルワークといった側面で関わっていると、見聞きする場合が多いです。要するに、断面だけを見て、あるときは加害者になっていた子が、実はちょっと前の場面では被害者であったりする場合もあるし、学校全体が、加害者になるような子を加害者にならざるを得ないように追い込んでしまっている場合もあるのではないかと思うのです。

心理学的な考え方で、家族療法では、家族全体が色々な意味で歪んでいたときに一番健康だった人が病んでしまっている、アイデンティファイド・ペイシェントという言い方で、家族全体が病んでいる中で、一身に背負って一番体調が優れなくなる人が実は一番正常だったりする場合があるというようなことが昔から言われています。

そう考えたときに、いじめている子がいるときに、ある部分を切り取り現実を見抜くことも大切だと思います。ただし、それを調査という形で切り取ることができたとしても、加害的な行為をした子どもだけを責めて解決するものなのかとなると、それは全然違う問題ではないかなと思います。しばしば、いじめた子どもの出校停止の必要性が指摘されますが、ある部分だけを切り取ってしか見ていないからそう言うのであって、通常はいじめを行ってしまうような子ども自身が相当追い詰められている可能性がある、あるいは学校全体が地域社会から歪みを一身に背負わされている可能性があります。そう考えたときに、こうした調査を今後どのように見ていくべきか。いじめに関して言えば、単にいじめ行為があったという一件として見るのではなく、いじめが起きている組織体は全体が何かしら歪みを抱えている可能性があるので、そこへのアプローチを考えて見ていかないと、数字だけがひとり歩きするのは大変好ましくないなと思っています。

前回の会議の後に、マスコミの方々が件数だけを取り上げたような報道をしたことに対して、私は委員の一人として不快に思いました。いじめに関して言えば、背景にあるいじめを行ったであろう子どもが抱えている闇のようなものというのは、その子ども自身だけじゃなくて、その子のいる地域社会や学校、クラス、全てに及んでいるものだと思うので、アンケート調査自体をどのように見ていくかというところはすごく慎重に扱うべきで、一件という見方じゃなくて、その一件が波及するものに対して、想像力や色々なものを駆使しながら見ていく必要があるのかなと思うところです。体罰ではなく、いじめの調査に関しての私的見解を述べました。

○庄司委員

いじめについては、氏家委員から色々ありましたので、私は体罰に話を振りたいと思いますが、体罰の場合はまさに学校の先生から受けているプレッシャーということになりますので、学校に相談するというのは心理的にはほぼあり得ないだろうと思います。そうすると、その場合に一体どういうところに相談すればいいのか、そこでどのように解決してもらえるのかというイメージを、学校ではなくて、仙台市としていかに出せるかになると思いますので、先ほど話をしましたいじめの相談あるいは解決へのイメージとあわせて、体罰についても同様に、どのような枠組みを考えているのかをお示しいただければと思います。

○藤原委員

法務局にも体罰の相談というのはありますし、体罰は重大な人権侵害ということになりますので、新聞等で体罰に関する報道があったような場合は、学校に調査をさせていただいています。

学校の先生を取り巻く状況は色々あるとは思いますが、学校教育法で体罰はいけない

と言っているわけですから、そこの意識は非常に重要です。研修だけでわかってもら える先生だけではないと思います。

この数字がそのままとは思いません。小学1年生から高校生まで回答していますが、流れで「隣の子が書いているから私も」みたいなものもあるかもしれません。ですから、数字そのものは一つ一つ分析しないとわからないと思いますが、学校の中で体罰というふうに感じている子どもがいるというのは、あると。やはり子どもが見ている、感じているというところは、教育現場では敏感に感じてほしいなと思っています。

○笛木委員

年度内の終了を目途に実施というふうにありますが、できるだけ早くやったほうがいいと思います。3月までにできればという話だと少し遅いですかね。できれば年内ぐらいのスピード感がないと、なかなか調査の結果を次に活かしましょうとしていけないんのではないかなと思いますので、できるだけスピードアップをお願いできればと思います。

○木村会長

ありがとうございました。私も、学校内で体罰とか不適切な指導があるということ自体をなくしていかなくてはいけないな、もっと学校は温かくなくてはいけないなと特に思っています。色々な児童生徒や教員がいる中で、どうやったら学校が夢や希望や楽しさをつくり出していけるか。その土台がないと、一方でいじめだけをなくそうと思っても、すごく難しいことではないかなと常に感じています。もっともっと子どもたちがいきいきと活動できるような学校をいかにつくっていくか、それがひいてはいじめとかそういうものの大きな防止に繋がっていくのかなと。このアンケート結果を見て、さらにその一歩を突っ込んだ対応をしていただければなと思っています。

あと年度内に2回予定しています。これによってある程度の具体策を委員の皆様から 出していただければなというふうに思っております。

3 閉 会

○事務局(コンプライアンス推進担当課長)

本日の議事に関連いたしまして、さらにご指摘、ご意見、あるいはご質問等がございましたら、事務局にメール等でご連絡をいただければ、あわせて参考にさせていただき、次回の資料にも反映してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上